６．行動計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策（事業・取組）
子どもは個人として尊重され 権利の主体であることを明確にする	子どもの権利に関する意識の向上	1. リーフレットの作成 ・大人版の作成全戸配布 ・子ども版の作成小中学校配布 2. 子どもの権利に関する学習支援 ・リーフレット活用した学習機会の提供 3. 子どもの権利に関する講演会の開催 ・広く町民に啓発広報
	子どもの意見の尊重と 子どもの地域活動への参加促進	1. 子ども議会の実施 ・子どものアイデアや提言を尊重し適切に反映 2. 学校行事・学級行事への子どもの意見反映 ・子どもの意見を引出し適切に反映 3. 子どもの主張大会 ・子ども自らが主張し自己肯定感向上と希望を抱く
子ども・子育てにやさしい まちづくりを推進する	安全安心な居場所づくりと 子育て支援の推進充実	1. 地域子育て支援センター「すこやか」の充実発展 ・子育て相談支援と居場所づくり推進 2. 放課後子ども教室の継続推進 ・ボランティア支援と確保・放課後の居場所づくりと体験活動の場の確保 3. 放課後児童クラブの継続推進 ・指導員の確保と就労等で昼間保護者のいない児童の安全な居場所づくり 4. 健やかな子育てのための遊び場づくり ・自然の中で安心して遊びふれあい健やかな子育の場所として子ども向け公園を整備する。
子どもの権利を保障するための 支援・救済・回復のための体制確立	子どもの権利侵害に関する 相談・救済・回復の体制確立	1. 子どもの権利に関する相談窓口の設置 ・地域子育て支援センター内に設置 2. 子どもの権利相談員の配置 ・子どもの権利に関する相談、助言、支援 3. 子どもの権利救済委員の配置 ・子どもの権利に関する調査、勧告、要請 4. 要保護児童対策地域協議会の継続強化 ・要保護支援家庭等速やかな把握と支援、救済、回復のため関係機関の協力連携強化